

【答申の概要】 諮問第 170 号

「外国旅行命令確認等に係る公文書の部分開示決定に対する異議申立て」

件名	外国旅行命令確認等に係る公文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	旅費計算に係る外国旅行命令確認等
非開示理由	静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号
実施機関	静岡県知事（自治行政課）
諮問期日	平成22年8月13日
主な論点	①出張経路の発着地を自宅とした場合、旅費計算に係る書類に発着地として記載される自宅住所地域の情報は個人情報として非開示とすべきか。（公務員等の職務遂行情報に該当しないか。） ②実施機関が、部分開示決定とした処分における理由記載の程度は適法か。

審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件公文書及び本件情報の内容等について

本件公文書は、職員の公務での旅行に関する旅行命令から旅費支給までの事務処理のために電算システムに入力された、特定の外国旅行を旅費条例に基づき命ずる内容の電磁的記録を紙に印刷したものである。

本件公文書に記録されている内容は、具体的には、年度、発令日、旅行日、旅行者の所属・氏名・職員番号、用務、旅行地、支出科目、旅行経路における発着地・用務先、旅費の額とその内訳などである。

これらのうち、本件処分で非開示とされ、かつ、非開示としたことが争われている部分に係る本件情報は、旅行経路における発着地情報の一部であり、非開示としたことに伴う必要な理由記載として実施機関が本件処分の通知書で説明したところによれば「識別できる特定個人（出張職員）の現在の自宅住所地域に係る情報」であり、実際に本件公文書を見分すると、具体的な市町村名及び字名が記載されていることが認められる。

2 条例第7条の非開示情報該当性について

(1) 条例第7条第2号本文該当性

争われていないものの、本件情報の条例第7条第2号本文該当性を念のため確認しておけば、本件情報は、本件公文書の他の部分で氏名が開示されている特定職員の旅行の出発地と帰着地の情報であり、識別できる特定個人に関する情報であることは明らかで、条例第7条第2号本文に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書ウへの該当性の有無

まず、本件情報は、本件公文書を見分したところによれば、本件公文書の他の部分で非開示とされ争われていない通勤定期情報における自宅地域駅名の内容と符合することから、出張職員の自宅住所に係る市町村名及び字名であると認められる。

そして、条例第7条第2号ただし書ウの公務員等の「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所に係る情報は職務遂行情報に当たらないと解されるところ、出張職員が職務命令に基づく旅行の発着地を自宅としたという情報は、職務遂行情報であると認められ、それは実施機関が本件処分の通知書に記載した非開示理由でも説明されているものであるが、当該職員の自宅の所在がどこにあるかという具体的な情報は、「担当す

る職務を遂行する場合におけるその情報」そのものとはいえない住所情報であると解されるから、本件情報は、条例第7条第2号ただし書ウには該当しないものと認められる。

3 本件情報を非開示とした本件処分の理由付記の適法性について

条例第12条第1項は、部分開示決定をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を当該決定の通知書に記載しなければならないとしているところ、実施機関は、本件処分の通知書において、「○開示しないこととした部分」として（「5月中に訪中した職員に係る」）「「外国旅行命令確認」のうち、（中略）旅行経路の発着地情報のうち、職員の自宅住所地域に係る部分」、「○根拠規定」として「静岡県情報公開条例第7条第2号に該当」、「○当該規定を適用した理由」として「識別できる特定個人（出張職員）の現在の自宅住所地域に係る情報が記されており、条例7条2号のただし書のいずれにも該当しない。」と記述しており、これらは、「開示しないこととした部分」とその「根拠規定」が、「当該規定を適用した理由」を伴って整理され記載されていることが認められる。

そして、異議申立人は、当該記述のうち「地域」という表現の定義が不明確であるなどと主張するが、「地域」の具体的内容が、細かな地番情報であれ、又は一定の広域情報であったとしても、氏名が明らかにされた特定人の個人情報となることに変わりはないこと、また、「自宅住所」という記述には、職務外の情報であるとの趣旨が表れていることなどを考えると、実施機関が本件処分の通知書に記載した非開示理由は、非開示にすべきとの立場からの説明がなされているものと認められ、理由付記に瑕疵のある違法な行政処分とはいえない。